

明治初期における穢多・非人の人口分布 に関する一考察(4)

松井茂樹

承 前¹⁾

下野国（栃木県）の諸藩についての廃藩置県前の穢多・非人の人口分布の状況についてみてみよう。

まず、黒羽藩であるが、この藩は現在の栃木県那須郡を中心とした小藩であり、明治4年の廃藩後、黒羽県、宇都宮県を経て栃木県に編入された。

穢多人口51人、非人人口33人の報告がなされているものの、『藩制一覧表』においては穢多・非人いずれもその記載はみられない²⁾。

吳博士は、資料の出所を明らかにしていないことは、既に述べてきたところであり²⁾、この点が難点といえる。

僅か1年で穢多・非人が出現したとは考えられず、本論では『藩制一覧表』より吳博士のものを採りたい。

なぜなら、黒羽藩は、小藩にも拘らず奥羽街道を含めて大小19もの街道を持

1) 本論は拙稿「明治初期における穢多・非人の人口分布に関する一考察(1)」松山大学論集第4巻第3号、平成4年8月における表(2)に基づいての続稿である。因みに表(2)は吳文聰が「統計集誌」第5号、9頁～22頁、東京統計協会編纂、明治15年1月に発表された各府藩県別の身分人員表（明治3年）の中から筆者が穢多・非人のみを取り出して作成したものである。

2) 吳博士は資料の出所を明らかにしていないことは、拙稿、前掲注1)において述べたところであり、この点が難点といえる。僅か一年で穢多・非人が出現したとは考えられず、黒羽藩領内は交通の要路であり、奥羽街道を筆頭に19もの街道が発達している。従来の常識からいえば街道筋には賤民の存在が見られるといえ、この点で吳博士の統計が信頼するに足るものといえよう。この点についても今後の考察を待つことにしたい。

つ交通の要衝に当たっている。

従来の常識からいえば、街道筋には賤民の存在が見られ、この点から考えて吳博士報告の数字が信頼するに足るものということができよう³⁾。

次に宇都宮藩についてであるが、穢多人口 332 人、非人人口 88 人の記載がみられる。『藩制一覧表』においても穢多人口 332 人と同数の報告がなされているものの、非人人口は 40 人と大きく異なっていることが目につく特徴といえよう。因みに『藩制一覧表』によれば、穢多戸数 60 戸、男 172 人、女 160 人であり、非人戸数 2 戸で、男 22 人、女 18 人と報告されている。

『藩制一覧』によれば、人員報告に際して族籍別の人員が記載されている。

華族、士族、卒族、平民の戸数と人口以外に別記として山伏 59 人、神子 1 人、盲人 8 人、座頭 7 人、猿奉 1 人、沙弥 4 人、舞大夫 1 人の計 81 人の記載がみられる。

山伏 59 人の多さは、この地が日光山に近く位置しているところから、古く修験道が盛んであった土地であることに由来しているものと考えられる。

神子、盲人、座頭、沙弥は、明治 4 年 4 月 8 日太政官より「達し」によって「雜業」と呼ばれた人達であった⁴⁾。

特に沙弥は、鉢打とも「ヒジリ」とも呼ばれ、「身分ナク学問ナク保護者乏シキ沙弥ニシテ生涯僧トナル能ハザリシ者」⁵⁾ が多かったと言われており、賤民身分のそれに近いものであったといえよう。

猿奉は、猿飼・猿曳とも言われ、猿回し、猿遣い、^{そこう} 狙公とも呼ばれた一種の中世に源をもつ芸能民である。近世、この人達は、江戸を含めて武蔵など関東 8 カ国を支配していた穢多頭弾左衛門の支配下にあった。この身分については、

3) この点について今後さらに考察することが求められているといえよう。

4) 『明治 4 年法令全書』

拙稿、「職業分類を通してみる職業観の変遷（その 1）」松山商大論集第 31巻第 4 号、昭和 55 年 10 月参照のこと。

5) 柳田國男「所謂特殊部落の種類」（『定本柳田國男集第 27巻』所収）、筑摩書房、昭和 47 年。柳田國男は、非人身分として賤視されたと受け取れる記述であるが、身分としての非人であったかは定かではないことを銘記しなければならない。

弾左衛門は長吏と非人との間にあるものとして取り扱っていたことからみて、賤民身分のものであるということができよう⁶⁾。

舞大夫も芸能民と考えられ、これも賤民身分にあるものといえよう。

山伏を除いて、いずれも賤民身分のものといえ、「身分外の身分」として別記されたものとみることができよう。

これら賤民身分の人達は、別の身分として別記されているが、この人達とも別記されて記載されているのが穢多、非人、癩病人、乞食の身分の人達である。癩病人、乞食も非人として扱われることがあり、同類の者として報告されている。

これら別記記載の形式からだけ見ても、差別の対象とされていたことが伺え、賤民身分の中にも穢多・非人は芸能民以下の身分として扱われており、二重の差別を受けていたことが見てとれるということができよう。

以上の点から考えて、呉博士の非人人口と、『藩制一覧』のそれとの差は、呉博士が上述の賤民身分の者を一括して記載したことによるものと思われる。

次に下野国（栃木県）那須郡大田原周辺を領有した大田原藩であるが、穢多人口 117 人、非人人口 40 人である。『藩制一覧』ともその人口は一致している。

1万石余の小藩としては、穢多人口は次にみる 3 万石の鳥山藩の 120 人、壬生藩の 180 人と比べて多いものといえよう。

その鳥山藩は、下野国（栃木県）那須郡鳥山周辺を領有したが、相模国（神奈川県）鎌倉郡（10 カ村、天保 13 年うち 4 カ村上知）、高座郡（13 カ村）、大住郡（7 カ村）、愛甲郡（10 カ村）に計 1 万石の飛地を領有していた。

呉博士の表（2）によれば、穢多人口 120 人、非人人口 8 人と報告されている。『藩制一覧』によれば、穢多戸数 28 戸、その人口 128 人と 8 人の差がみられるが、非人人口については記載されていない。『藩制一覧』においては、穢多人口に非人人口の 8 人を含めて報告しているとみるとみることができ、非人は存在し

6) 部落解放研修所編『部落問題事典』解放出版社、1986 年、306 頁。

ていたと考えることができよう⁷⁾

次に下野国（栃木県）都賀郡壬生に居城した壬生藩であるが、下総国23カ村の山川領と大和国と播磨国の32カ村の上方領の飛地を領有していた。

壬生藩の穢多人口は180人、非人人口78人と記載されており、『藩制一覧表』によれば下野同支配地の穢多戸数34戸、その人口170人（男95人、女75人）、非人人口25人、飛び地の大和と播磨の2カ国で非人戸数13戸で人口16人（男8人女8人）の記載がみられる。飛び地支配地には穢多は報告されておらず、「煙亡」の記載が見られ、その戸数5戸で人口28人とされている⁸⁾。

そのほか同じ飛び地の2カ国には、鉦打の記載がみられ、戸数6戸、人口10人（男7人、女3人）と報告されている。きんたつきんたき磬打とも呼ばれる俗聖（ヒジリ）のことであるが、東国の呼び名であり、京以西では鉢叩と呼ばれることが多かつた。

鉦打は、柳田国男によれば沙弥とも「ヒジリ」とも呼ばれると述べており、前述の宇都宮藩の沙弥と同一のものということができよう⁹⁾。これも一種の賤民身分として考えられ、賤視の対象としてなっていたということができる。

壬生藩の『藩制一覧表』の記載によれば、穢多、非人、煙亡は、一般の戸数、人口を記載したのち、「外」と表記されて報告されており、ここでも「身分外の身分」として扱われていたことが読みとれるといえよう。

次に、下野国（栃木県）足利郡足利（現足利市内）周辺を領有していた足利藩であるが、飛び地として武藏国埼玉郡を一部支配地としていた。

穢多人口262人と報告されており、非人人口は報告されていない。1万1,000

7) 飛地における穢多と非人の人口が含まれているかどうかについてはこの報告からのみでは判然としない。

8) 「煙亡」は陰亡・隠坊・隠坊とも書き表され、死体の火葬・埋葬あるいは墓守を職とする人々のことである。この呼称や職務内容には地域差が見られ、現在では職業差別を意味する差別語であることを付記しておきたい。

前掲注6『部落問題事典』参照。

9) 前掲注5、柳田国男「所謂特殊部落の種類」。飛び地は大和国と播磨国の西国であることからみて、本来なら鉢叩と記載されなければならないが、東国呼称の鉦打として報告したものと考えられよう。

石の小藩としては穢多人口は多いものということができよう。『藩制一覧表』においても穢多人口 262 人（内訳では男 148 人、女 122 人）と同数である。

領内には日光例幣使街道の宿が 2 カ所もあり、上に述べた壬生藩も日光例幣使街道があることからみて小藩ながら多くの穢多人口を抱えていたのではないかと考えられる。

下野国（栃木県）塩谷郡喜連川を中心として郡内 1 宿 14 カ村と芳賀郡 2 カ村を領有した喜連川藩は、5,000 石ながら古河公方の名跡を継ぐ名家として大名並みの家格を持つ特殊な地位を持っていた藩である。

吳博士は、喜連川藩としての記載なく、日光県として穢多・非人の人口を報告している。

従って、表(2)の喜連川藩の穢多人口 2,584 人、非人人口 457 人は、日光県全体の人口と見ることが必要である。ここでは、むしろ『藩制一覧』による、穢多人口 28 人、番非人 25 人とみる方が適切といえよう。

ここでの番非人とは、非人身分の者であるといえ、荒井貢次郎氏は、「宿駅・町・村の番人として穢多小頭によって配置された」¹⁰⁾と述べておられる。

前述のように、下野国の諸藩の領内は、五街道の一つである奥羽道を始めとして主要街道の要衝の地であったといえ、宿駅も多く番非人が存在していたことを知ることができよう。

その仕事の主たるものは、「警察・行政の最下層の職掌と地方封建自治体の最末端事務」¹¹⁾であり、野番（野守）、火番・橋番にも農村部では従事し、番太、番太郎とも呼ばれたと荒井氏は述べておられる。¹²⁾

吳博士は明治 3 庚午年の調査を中心としての人員表であることは、既に述べたところであるが、¹³⁾ ここでは日光県として喜連川藩をも含めたものを記載し

10) 荒井貢次郎『近世被差別社会の研究－東日本の類型構造－』、明石書店、1979 年、111 頁～112 頁

11) 荒井貢次郎、前掲書

12) 荒井貢次郎、前掲書

13) 拙稿、「明治初期における穢多・非人の人口分布に関する一考察(3)」、松山大学論集第 11 卷 第 4 号 1999 年 10 月

ているとみることができる。日光県は、明治初期、下野国（栃木県）に置かれた県であり、旗本436家の知行地併せて26万石余と日光御靈屋領約2万1千石、その他の社寺領5千石余を接収して明治2年2月23日に新設された県である。このほか天領であった真岡（明治元年真岡県）、巖原藩の飛び地、一橋藩領有地、高徳藩（のち曾我野藩として転封）を併せた行政区域を所有した大きな県であり、穢多人口2,584人、非人人口457人と莫大な人口を抱えていたといふことができよう。¹⁴⁾

次に佐野藩であるが、下野国のほかに近江国滋賀、上野国勢多・緑野4郡を領有していたが、下野国では植野・田島・赤坂の3カ村のみである。穢多人口10人、非人1人の記載がみられるものの何れの領国の人口のものか判然としない。『藩制一覧表』の穢多・非人の人数と一致しており、穢多戸数3戸で、男6人女4人の計10人である。

吹上藩は、下野国（栃木県）都賀郡・芳賀郡・河内郡の16カ村約6,000石余と伊勢国の3郡の18カ村約7,700石余を領有していたが、表高1万石の小藩であった。しかし、穢多人口190人、非人人口9人と、穢多人口の多さが目につく特徴ということができよう。

『藩制一覧表』によれば、穢多戸数56軒、人数186人（男94人、女92人）、非人戸数2軒、その人数9人（男2人、女7人）と記載されており、呉博士の報告と穢多人口はほぼ同数で非人の人数は全く一致しているといえよう。

しかし、その領有地は、伊勢国にもあり、何れの国の穢多・非人の人口かは俄かには断ずることができない。

以上、現栃木県下の明治初期の各藩の穢多・非人人口についてみてきたが、穢多人口は併せて3,846人、非人人口714人の人口を擁していたことをみてとれる。

このほか猿牽、沙弥、鉦打、煙亡、番非人と呼ばれる賤民身分の人達が存在

14) 『国史大辞典』吉川弘文館参照。

していたことが特徴の一つであるということができる。

次に現群馬県である上野の諸藩の穢多・非人人口の分布状況についてみてみよう。

まず、館林藩であるが、邑楽郡を中心に6万石のうち3万2千石余を領有していたが、飛び地として明治3年(1870年)の段階で下野国梁田郡と河内国の3郡(八上郡・丹南郡・丹北郡)で残り2万8千石を領有していた。

穢多人口1,845人、非人人口223人と多くの人口を数えており、穢多人口は『藩制一覧表』のそれと同数の記載であり、穢多戸数406戸、男925人、女122人の内訳である。

一方、非人人口については『藩制一覧表』によれば、男65人、女69人の併せて134人と呉博士報告のものと差があるといえよう。

この差89人は、『藩制一覧』記載において煙亡89人(男48人女41人)の人口と一致しており、呉博士はこれを一括して非人人口に算入したといえよう。

飛び地支配の河内国の3郡は、現大阪府下の堺市、松原市、羽曳野市、狭山町の一部に跨り、この地の賤民の存在はよく知られている点から見てこの支配地の賤人口が多く含まれているものと考えることができよう。¹⁵⁾

次に高徳藩であるが、この藩は慶応2年(1866年)3月に宇都宮藩から1万石の分知を受けて設けられ、領地は、宇都宮藩の本高7,000石、新田高3,000石

15) 現在、大阪府下の被差別部落もこの地に多く存在している。しかし、注意しなければならないことは、近世賤民の地域が現在の同和対策地域と系譜的につながるという自明の前提に立つことはできないということである。ややもすれば近世の賤民ないし被差別地域と考えられ、こうした所論も数多くみられるものの、明治以降近世の被差別地域と全く異なる地域に形成されたものも数多く存在し、また市町村の合併の繰り返しと混住化によって必ずしも近世の被差別地域と特定化できないものも見られることを銘記する必要があるといえる。筆者は近世以前の差別と明治以降の差別は異なるものではないかと考えており、地域と住民について詳細な証明がなされなければならないと考えている。

本論文もこうした考察の一環である。また、明治4年(1871)7月の廃藩置県によって八上郡は館林県と堺県、丹羽郡は堺県、館林県、膳所県、丹北郡は堺県、丹南県、伯太県、館林県と分属され、同年11月全て堺県となり、同14年何れも大阪府に所属することになったことをみておく必要があろう。前述のように飛び地、旗本領、天領についてはその詳細を明らかにすることが求められており、今後の考察の課題であるといえよう。

の1万石であった。

下野国内に5,000石と河内国若江・丹北・渋川の3郡に5,000石を領有していた¹⁶⁾。

穢多・非人の人口はみられない。

明治3年(1870年)，下総国曾我野(現千葉県千葉市曾我野)に移封され，曾我野藩として立てられ，翌4年4月曾我野県となり，11月には印旛県となった。千葉県の考察のところで，取り上げることにしたい。

次に伊勢崎藩(群馬県)は，佐位郡・那波郡の属村49カ村を支配地としていた。

表(2)の吳博士の報告によれば，穢多人口584人，非人人口34人とされている。『藩制一覧表』によれば，穢多戸数123戸，その人口584人(男305人，女279人)と吳博士のものと同数である。一方，非人人口も同数の34人(男21人，女13人)である。2万石の小藩でありながらその穢多人口の多さは目につく特徴ということができよう。

高崎藩についてであるが，その領有地は明治維新時の領有地は，上野国の片岡・群馬・碓氷・那波・緑野の5郡と武藏国の新座郡および下総国の海上郡と越後国の蒲原郡(1万石余)と多くの飛び地を持っていた。

穢多人口は1,287人と数多くの人口を擁していたといえ，この人口数は『藩制一覧表』記載の人口と同数であり，その男女別は，男693人，女594人となっている。非人人口は42人であるが，『藩制一覧表』には，非人人口の記載はみられない。

なぜ，高崎藩にこのような多数の穢多の存在がみられるのか，またいずれの領有地の存在の賤民なのかは不明である。今後の考察の対象として考えていきたい。

続いて，前橋藩であるが，その領有地は明治元年時において上野国(群馬県)

16)『藩史大事典』第2巻関東編，雄山閣，平成元年による。

の群馬郡・勢多郡・佐位郡・那波郡・新田郡・山田郡・邑楽郡の7郡と武藏国
の多摩郡・埼玉郡・比企郡・高麗郡・入間郡・榛沢郡・児玉郡・秩父郡・那賀
郡・大里郡の10郡、安房国の朝夷郡・平郡・望陀郡・市原郡の4郡、常陸国
の河内郡・筑波郡の2郡、下野国の足利郡・安蘇郡の2郡の6カ国25郡に亘る複
雑なものであった。

穢多人口3,455人というその人口の多さは、上述の各分領地に跨るものと考えられ、何れの領有地のものであるか判然としない。なお、非人口は213人である。

しかし、『藩制一覧表』によれば、穢多戸数2戸、男6人、女4人の計10人の穢多人口しか報告されていない。呉博士報告のものと比べてみて、その差は余りに大きく、なぜこのような差となっているかは目下のところ不明であるとしか言いようがない。なお、今後の考察に待つことにしたい。

次に安中藩についてであるが、その領有地は、上野国(群馬県)碓氷郡内34カ村、群馬郡内6カ村と下総国匝瑳・香取・海上の3郡内23カ村の1万5千石余を飛び地としていた。

ここでの穢多人口は715人、非人口20人と穢多人口の多さが目につく特徴といえよう。

『藩制一覧表』においては穢多人口に非人口を含めており、戸数157戸、人口735人と表(2)の呉博士の人数と同数で一致しており、男375人、女360人の内訳となっている。

五街道の一つである中山道が通り、安中宿・板鼻宿の2宿が設けられていたことが穢多人口の多さと関係していたのではないかと考えられる。

次に小幡藩であるが、その領府地は甘楽郡内32カ村、多胡郡内1カ村、碓氷郡内1カ村の1国3郡内34カ村の2万石の小藩であった。その穢多人口は145人、非人口17人であり、『藩制一覧表』と全く同数の報告となっている。『藩制一覧表』では穢多戸数35戸で男88人女57人計145人、非人の男10人女7人の計17人と内訳の報告がみられる。

七日市藩は、小幡藩と同様の甘楽郡の18カ村1万石余の支配地を領有する小藩であった。

現在の群馬県富岡市七日市を中心として領有しており、穢多人口75人、非人人口14人と記載されている。『藩制一覧』においては、穢多・非人何れもその人口は報告されていない。

小幡・七日市両藩は、何れも甘楽郡内に陣屋を置いていることから見て、一つのものとしてその賤民人口を見た方が自然と考えられ、その穢多人口は併せて220人、非人人口31人となる。

穢多人口の多さが目につく特徴といえよう。

この両藩は、次に述べる吉井藩と共に、明治初期上野国（現群馬県）と武藏国（現埼玉県）の両国に跨って置かれた岩鼻県の制定事情に発して考察してみる必要があるということができよう。

岩鼻県は、明治元年（1868年）6月、上野国13郡669カ村、武藏国西部6郡343カ村の旧幕府領・旗本領36万石余を管轄するために設置され、翌年12月吉井藩を併合した県である¹⁷⁾。

表（2）の吳博士の報告は、明治3年（1870年）時の賤民人口であることからみて、（表の注書きにも見られるように）吉井藩には穢多・非人人口の記載がなく、岩鼻県全体として穢多人口8,003人、非人人口1,763人の多きに上っている。

その賤民人口の多さは、東日本の中でも群を抜く多さであるということができるよう。

また、同じ上野国（群馬県）の沼田藩についても同様の指摘をすることができ、穢多人口1,015人、非人人口58人と穢多人口の多さが目につく特徴といえよう。

ただ、沼田藩の領有地は、上野国の利根郡46カ村で2万石、群馬郡20カ村、

17) 『国史大辞典』第一巻、吉川弘文館、昭和54年、『群馬県の地名』、平凡社、1987年。

河内国志紀郡・若江郡、美作国英田郡・勝南・勝北の両郡で1万5千石、併せて3万5千石であり、穢多人口の多さを全て上野国の支配地のものと断定することは出来ないということができよう。

因みに、『藩制一覧』においては、穢多戸数215戸で男532人、女480人の計1,012人の記載が見られ、呉博士報告の人数とほぼ同数のものが報告されている。『藩制一覧』においては非人戸数13戸で、男33人、女25人の計58人の内訳が記載されている。

以上、現群馬県下諸藩の賤民人口を見てきたが、その穢多人口の多さが目につく特徴ということができよう。特に、前橋藩の3,455人、館林藩の1,845人、高崎藩の1,287人、沼田藩の1,015人、岩鼻県の8,003人は、西日本の各藩のそれと比べても遜色がないということができよう。

一般に、東日本は西日本と比較して穢多・非人に代表される賤民人口は少ないと言わされてきた通説について今一度考え方直す必要に迫られているといえるのではなかろうか。

次に、現茨城県である常陸国の諸藩の穢多・非人人口の明治初期の実情について見てみよう。

御三家の一つである水戸藩であるが、その領有地は、常陸国の茨城郡、那珂郡、久慈郡、多賀郡、新治郡、行方郡、鹿島郡と下野国の那須郡内であったが、その所領の大部分は那珂・久慈・多賀の3郡に集中していた¹⁸⁾。

そこでの穢多人口は、655人、非人人口717人の多きに上っている。この人口数は『藩制一覧』のものと全く同数であり、『藩制一覧』では内訳が報告されており、穢多人口のうち男359人、女296人、非人人口のうち男387人、女330人となっている。

御三家のうち尾張藩も和歌山藩も何れも賤民の人口は後述するように数多

18) 因みに、所領35万石のうち元禄期において那珂郡は143ヶ村で約13万3千石を占めていた。

『茨城県の地名』(日本歴史地名体系8), 1982年, 平凡社による。

く、大きな特徴となっていることは注目すべきことといえよう。

その何れもが交通の要路にあることと関係があるように思われる。¹⁹⁾

次に、常陸国的新治郡、筑波郡、信太郡、茨城郡を主な支配地としながら、下総国相馬郡、和泉国日根郡、陸奥国石川郡・岩瀬郡、出羽国村山郡、美作国吉野郡・勝北郡をも領有していた土浦藩である。そこでの穢多人口は984人、非入人口196人と報告されており、穢多人口の多さが目につく特徴といえよう。

支配地が多岐に亘っており、常陸国支配地のみの穢多人口とはいえないが、その人口の多さは特筆すべきものということができよう。

『藩制一覧』においては、非入人口の記載はみられず、穢多戸数201戸、穢多人口1,180人、うち男615人、女565人と記載されている。この報告では、穢多人口に非入人口を含めたものと見られ、呉博士報告の穢多と非人の合計数と一致していることでそのことがいえる。

次に笠間藩であるが、その領有地は茨城郡(現西茨城郡)、真壁郡の2郡を主なものとし、飛地として陸奥国磐城郡(現福島県いわき市)34カ村・磐前郡14カ村・田村郡12カ村をも領有していた。

そこでの穢多人口85人、非入人口54人であり、『藩制一覧』では非人を含めて穢多人口139人とされており、合計数は一致している。

隣藩の水戸や土浦の両藩と比べて大幅に少なくなっているということができよう。

明治2年の版籍奉還後に石岡藩と改称した、府中藩についてであるが、その領有地は常陸国新治郡府中、行方郡、茨城郡と飛び地として陸奥国岩瀬郡長沼18カ村があった。

水戸の支藩として成立した経緯からみて、この藩の穢多人口89人、非入人口8人は水戸藩全体としてのものとみるべきものといえよう。因みに、『藩制一覧』においては、穢多・非人を含めて男52人、女48人の計100人、戸数14戸と報

19) この原因究明についても今後残された課題の一つといえよう。

告されており呉博士報告の人口と同数である。

次に常陸国河内郡、信太郡、新治郡と下総国岡田郡、豊田郡、相馬郡を支配地とした1万石の小藩である牛久藩の穢多人口は28人、非人人口は42人である。『藩制一覧』によれば、穢多戸数4戸、男15人、女13人の計28人、非人戸数9戸、男23人、女19人の計42人と報告されており、呉博士記載のものと同一である。

次に常陸国多賀郡内を領有地とした松岡藩であるが、元来水戸藩の付家老中山家の所領として出発しており、後水戸藩主の弟が中山家を継いだという成立事情からみて水戸藩そのものということができ、ここでの穢多人口65人も水戸藩のものとして見ておく必要があるといえよう。

次に、下館藩であるが、その領地は真壁郡内30カ村を中心として、飛び地として河内国石川・古市の2郡をも支配地としていた2万石の小藩での穢多人口は195人、非人人口68人と報告されている。『藩制一覧』においても全く同数の記載であるが、内訳として穢多戸数26戸、穢多人口195人のうち男99人、女96人、非人戸数19戸で非人人口68人のうち男29人、女39人とされている。

小藩としては、賤民人口の多さが目につくといえようが、何れの支配地のものか俄かに断定することは出来ない²⁰⁾。

次の宍戸藩も、水戸藩の分家であり、その穢多人口40人も水戸藩のものとして見ておくことが求められよう。その領地は茨城郡内27カ村であり、行政は水戸藩で取り扱っていたことからみても一体のものとして捉えることができよう²¹⁾。

『藩制一覧』によれば「穢多等不記」とされているが、呉博士の穢多人口をもってその存在を確認することができるといえよう。

20) 飛び地としての河内国石川郡には6,045石を領有しており、現大阪府南河内郡に所属し、古市郡も同様である。この地には古くから賤民の存在が認められており、この地の人口が含まれていると考えられる。この点についての仮説を検証することも今後の課題の一つである。

21) 『藩史大事典』第2巻関東編、平成元年、雄山閣。

麻生藩についてみてみると、その支配地は行方郡内の20カ村と茨城郡内の4カ村で1万石の小藩であるが、穢多人口15人、非人人口19人の存在が知られる。その人口は、『藩制一覧』のものと同数で、穢多戸数4戸で男8人、女7人の計15人、非人戸数2戸で男10人、女9人の計19人と報告されている。

谷田部藩は、下野国（現栃木県）芳賀郡の25カ村1万石余と常陸国（現茨城県）筑波・河内2郡の23カ村6,800石余を領有していた²²⁾

そこでの穢多人口は59人、非人人口26人である。一方、『藩制一覧』では、穢多・非人何れも報告されていない。ただ、社家11戸で男27人、女37人の計64人、修験12戸の男20人、女20人の計40人、寺105カ寺、庵1戸、寮22戸で僧65人、道心8人、男5人、女7人の合計寺庵寮併せて85人と報告されている。

また、神社は132社と報告されており、支配地の規模の狭さと比べて寺社の数の多いのが目につく特徴といえよう。

近年、塙田孝氏等を中心にして主張されている「周縁社会」からみた近世の身分研究が行われており、「えた身分」や「非人身分」は「政治社会」レベルで公認されたものと捉え、それ以外のものを「周縁社会」レベルにおけるものとされている²³⁾また、この「身分的周縁」という視点から、高埜利彦氏の宗教者身分の諸研究がなされており、それによると御師、修験者（山伏）、陰陽師、神道者、虚無僧、座頭と盲僧といった身分の人達は周縁身分として捉えられている²⁴⁾これらの諸研究を参照すれば、上述の人達は一種の雜種賤民としてみることができるように考えられるといえよう²⁵⁾

従って、谷田部藩における修験、寺庵寮の身分の人達も、上述のように一種

22) 表高としては1万6千石余であったが、その後新田開発等により実質2万7千石余の草高として『藩制一覧』には報告されている。しかし、度重なる凶作により実質は表高に近かつたとみられる。

23) 塙田孝『近世身分制と周縁社会』、東京大学出版会、1997年。とくに、第一章「身分制の構造」、第二章「下層民の世界—「身分的周縁」の視点から」による。

24) 高埜利彦「幕藩制社会の解体と身分的周縁」（久留島浩他編『身分を問い合わせ直す』シリーズ近世の身分的周縁6、吉川弘文館、2000年所収）。

の「雜種賤民」とも呼ばれるような「周縁社会」身分の者も含まれていたのではないかと考えられよう。

谷田部藩の領有地が下野国と常陸国に跨っており、何れの賤民かはここでは明かでないことを念頭に置く必要があるということができよう。

次に下妻藩であるが、その領有地は常陸国真壁郡、武藏国埼玉郡・大里郡、下野国都賀郡の三ヶ国で1万石の小藩であった。

そこで穢多人口は240人、非人人口15人と報告されているが、『藩制一覧』によれば穢多番非人男130人、女125人の計255人でその戸数41軒と記載されていて総数において呉博士の人口と同数である。

下妻藩においても、社家15軒で社人男18人、女11人の計29人、寺院61カ寺で僧侶男77人、女18人の計95人、山伏3軒で男8人、女3人の計11人が『藩制一覧』に報告されている。

穢多人口の多さと寺院の多さが目を引くものということができよう。

その穢多人口は、その領有地からみて何れのものかは明らかではない。

志筑藩は、慶応4年(1868年)7月、新政府から高直しをされて1万石余の大名として成立した藩で、常陸国新治郡志筑を所領としていた。家数888軒、人口5,568人という小規模な領有地であり、穢多・非人とも報告されていない。『藩制一覧』によれば、「穢多非人支配地ニ無御座候」と報告されていることからみても穢多・非人とも存在しなかったということができよう。

下総国(茨城県)古河藩は下総・下野・武藏の3ヶ国と飛び地として摂津・播磨・美作の3ヶ国を領有地としていた。

そこで穢多人口は3,677人と東国においては元々天領であった吉井藩を除いて、一藩の穢多人口としては最大の人口を抱えていたといえる。それと比べて、非人は94人と少数であった。

25) なお、塙田孝氏等を中心にして行われている「身分的周縁」研究会での成果や塙田氏自身の研究成果の是非については今後注意深く見ていく必要があるといえよう。しかし、それらの研究結果は従来の通説で見過ごされてきたものを解明する一つの新しいアプローチであるということができよう。

『藩制一覧』においては、穢多戸数735戸、穢多人口男1,891人、女1,788人の合計3,679人、非人戸数20戸で非人人口男34人、女43人の計77人の報告がみられる。この他、煙亡4戸で男7人、女9人の計16人の記載がみられる。

また、社家122戸で、男240人、女172人の計412人、寺313ヶ寺で僧侶男345人、女95人の計440人とその人口の多さは目を引く特徴といえよう。

古河藩における穢多身分の人口の多さは、その領有地の広がりと無関係ではないのではないかと考えられる。下総・下野・武藏の3ヶ国の中に、上述のように摂津・播磨・美作の3ヶ国をも領有していた。

6ヶ国支配地の各郡の各村々の詳細について具に見ていく必要があるといえ、その村々に穢多・非人を含めた賤民が何人存在したのかを明らかにしていくことが求められている。

その際、注意しなければならないことは、穢多乃至非人が集住して一つの村を構成していたのか、分散して存在していたのかを明らかにすることが求められるといえよう。

このことは、村絵図の詳細なものが必要であるといえ、仮にそれが存在したとしても穢多・非人の居住を示すものが記載されているかどうかに懸かっているということができよう。

一般的に言って、近世に於ては一つの共同体として集住していた穢多・非人身分の人達は近世の行政地域から除外されていた可能性が高いと考えられている。これは、明治になって、新しい行政地域—例えば郡区町村編制法—設定時に、賤民身分の集住地域を含むとされた地域の住民の強い抵抗があったことをみても明らかであるし、近世の村名を明らかにすることで現行政区域に比定することができた場合、地名差別を生じさせかねない問題を孕む可能性があるということができよう。

この逆の事例があったこともみられる。大阪における近世の渡辺村(役人村)は、別称であり木津村の一部で除地とされていたが、明治12年(1879年)に西成郡に編入されることになった時、同地域の有力者たちは、これに反対する嘆

願を行ったことが知られている²⁶⁾

また、明治4年(1871年)、いわゆる「解放令」が出された直後から、各地で部落解放反対騒擾がおこったことも上述と無関係ではないことの一つということができよう。

行政地域の現在迄の合併の繰り返しや、災害等によって穢多・非人の近世の居住地域の移動が見られており、現在の被差別地域と必ずしも一致するものでないことを銘記して置く必要があろう。

現在の同和地区別の地区人口が近畿周辺に集中しており、「同和対策審議会答申」(昭和40年8月)にも「封建社会体制にれい属して同和地区人口が居住しなければならなかつた」と述べられていることに見られるように、古河藩の賤民人口の多さの一因も近畿地方に支配地があったことにあるとも考えられよう。

摂津国住吉郡(現大阪府)においては、平野郷町、猿山新田、喜連村、堀村、嶋下郡では沢良宜東村、沢良宜西村の一部、水尾村、宇野辺村、西成郡では北大道村、小松村、上新庄村、堀村、宮原新家村、兎原郡(現兵庫県)滝寺村、篠原村、八部郡(現兵庫県)では福地村、西下村、東下村、衝原村の各村々が古河藩の領有地であった。

播磨国(現兵庫県)の美嚢郡においては、槙村、上松村、北大門村、永門前村、奥畠村、加東郡では栗生村、東古瀬村の一部、新部村、新町、北村、藪村、土井村、真守村の一部、西戸村の一部、加西郡では三口村、東横田村、多可郡においては大木村、上野中村の一部、西田井村、上村、田村の各村を支配地としていた。

美作国(現岡山県)の久米南条郡では、金星村、種村、荒神山村、皿村、高尾村、越尾上村、下村、栗子村、金堀村、新城村、原田東・中・西村、西幸村、頼元村、北庄山手下村、小原南・北村、北庄山手上村、北庄里方村の一部、南

26) 塚田孝『近世の都市社会史一大阪を中心に』青木書店、1996年、119頁。

庄東・西村、上弓削村、下弓削村、西山寺村、松村、上糸村、上神目村、下糸村の一部の約1万石余を領有していた。²⁷⁾

これら近世の古河藩の近畿の各村々に全て穢多・非人身分を含めて賤民身分の人達がいたとはいえないことは言うまでもないが、現大阪府下に於て現在同和地域の指定を受けた地域がみられることなどから見てかなりの賤民身分の人達が存在していたといえるのではないかといえるようと思われる。

これと同様のことが、美作国についても該当するのかどうか残された課題の一つといえる。

次に結城藩であるが、その領有地は、下総国結城郡、常陸国真壁・茨城郡、上総国武射・山辺郡、下野国芳賀・都賀郡で1万8千石であった。(明治2年(1869年)1,000石減石)

そこでの穢多人口は278人、非人人口16人である。『藩制一覧』においても穢多人口は278人で男146人、女132人の戸数60軒の記載が見られるものの、非人についての記載がみられない。鉦打の記載がみられ、戸数4軒の男4人、女2人の計6人である。

鉦打は、西日本の鉢叩と同様のものとみられる「東日本独自の民間宗教的存在」²⁸⁾で、総て時宗であった。明らかに賤民身分のものといえ、柳田国男によれば磬叩とも呼ばれ、武藏・相模・上野・下野・下総・常陸等広く関東周辺に分布していたと述べている²⁹⁾。

また、結城藩においては、社206、神主13人、社人3人、堂13、寺116で僧侶128人の記載がみられるほか、山伏6人、修驗1人、座頭4人、道心8人の所謂「周縁的身分」の人達がみられる。

次に龍ヶ崎藩であるが、明治4年(1871年)2月に設けられ、廢藩置県で僅

27) 『旧高旧領取調帳』、近畿編、近藤出版社、昭和50年、中国・四国編、昭和53年。

28) 部落解放・人権研究所編『部落問題・人権事典』解放出版社、2001年。

29) 柳田国男「毛坊主考」、『定本柳田国男集』9巻、筑摩書房、昭和44年。これによれば上州高崎には磬打町という地名がその系譜を引くとされている。

か5カ月で廃藩となった藩である。その支配地は、常陸国河内郡、下総国豊田郡、武藏国埼田郡・多摩郡・新座郡で1万1千石の小藩であった。

穢多人口の報告なく、非人人口36人の報告がみられるものの、何れの支配地の非人かは判然としない。

吳博士報告によれば、明治2年（1869年）2月9日に常陸国・下総国（現茨城県）に置かれた若森県における穢多と非人の人口の記載がみられる。常陸国多賀・茨城・真壁・新治・筑波・鹿島6郡と下総国結城・岡田・豊田3郡に散在する旧幕府領と旧旗本領650余カ村を管轄とし、明治4年（1871年）11月13日廃止された県である³⁰⁾。

ここでの穢多人口は240人、非人人口15人の記載がみられる。

以上、現行政区域でいえば栃木県、群馬県、茨城県の3県即ち下野国、上野国、常陸国、下総国に跨る吳博士が「統計集誌」第5号と第8号に報告したものに基づき、穢多及び非人人口を中心見てきた。

既に述べてきたように³¹⁾、吳博士の報告は明治15年に行われているが、その殆どは明治3年を中心にして報告されている。

しかし、慶応4年（1868年）閏4月21日に制定された府・藩・県の三治制度を下にしており、『藩制一覧』にみられるような近世幕藩体制下の藩そのものと必ずしも同一ではなく、旧幕府公領と旧幕臣采地を併せて府県とされたものが基になっている。

日光県、岩鼻県、若森県にみられるような旧幕府直轄地と旧旗本領有地のものや、明治維新後設けられた龍ヶ崎藩などのようなものが混在していることからみて、この地の穢多・非人身分を始めとする賤民身分の人口分布については常陸国、下総国、下野国、上野国といった国毎のものとして把握した方が理解しやすいのではないかと思われる。

30) 『国史大辞典』、吉川弘文館、平成5年

31) 拙稿、「明治初期における穢多・非人の人口分布に関する一考察（1）」、松山大学論集第4卷第3号、平成4年、441頁参照。

関東周辺は、上述のように旧幕府領や旧旗本領が散在しており、それに加えて旧諸藩領有の存在がみられる輻輳した土地である事情からもそのように言うことができよう。

そのほか、各藩の飛地の領有も、遠く現岡山県や近畿地方の諸県などにも及びより一層複雑な事情を窺わせているといえる。

以上の諸点を勘案して穢多・非人の人口をみてみると、その人口の多さは目を引く特徴ということができよう。

また、猿牽、鉦打といった雜種賤民の存在や、山伏、修験者といった賤民身分に近い「周縁身分」の人達も多く分布していたことがここでの特徴といえ、特に山岳信仰の盛んであったことを窺わせる山伏の人口の多さも特徴の一つといいうことができよう。

(未完)